

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 5 年 6 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 しきだ 博 昭
 同 松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和 5 年 3 月 15 日神奈川県監査委員公表第 5 号で公表した不適切事項のうち公安委員会を除く 8 団体に係る 11 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 福祉子どもみらい局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉法人 清和会	令和 4 年 11 月 17 日（令和 4 年 10 月 7 日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、給食業務 委託契約（契約額計 390,584,806 円）について、契 約期間を延長していたにもかか わらず、契約変更に当たって作 成した覚書に契約期間に関する 記載を欠いていた。	不適切事項については、契約 期間の記載を失念したこと及び 確認が不十分であったことによ るものである。 今後は、このようなことがな いよう、契約期間の記載につい て十分留意し、複数人で確認す ることにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。

(2) 健康医療局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政 法人神奈川県 立病院機構	令和 4 年 11 月 21 日（令和 4 年 10 月 4 日か ら同月 6 日ま で職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、地方独 立行政法人神奈川県立病院機 構貸付金の償還 1 件、 54,016,453 円について、償還	不適切事項については次のとお り措置した。 1 支出事務については、償還期 日のスケジュールへの入力を見

		<p>期日までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、22,931円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、重粒子線治療装置保守・定期点検業務委託ほか2件（契約額計528,091,080円）について、随意契約を行った場合に「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」第15条第2項により必要とされる契約の相手方等に係る公示を行っていなかった。</p>	<p>念していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、4月に年間の償還スケジュールを入力することで課内で共有するとともに、償還期日に支払処理が完了していることを毎回確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 契約事務については、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和4年11月11日に契約の相手方等に係る公示を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として同規程等に対する正しい理解を共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
社会福祉法人 神奈川県総合 リハビリテー ション事業団	令和4年11月 15日（令和4 年9月27日か ら同月30日ま で職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、オンラインセミナーサービス「リハノメ」の年間利用料（令和4年3月1日から1年間、30ライセンス分）369,600円のうち、当初の支払の際に支払が不足していた額600円について、支払期限までに支払を行っていなかった。	<p>不適切事項については、職員による支払期限の確認が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、担当者及び副主任、また執行所属及び会計担当所属での確認体制をより強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
公益社団法人 神奈川県医師	令和4年11月 28日（令和4	（不適切事項） 契約事務において、臨床研修	不適切事項については、医療分

会	年10月19日職員調査)	病院合同説明会オンライン説明会開催支援サービス業務委託契約（契約額3,740,000円）について、「公正な契約等を確保するための執行基準」に基づき指名競争入札を行うべきところ、一者随意契約を締結していた。また、契約の締結に当たり、同基準に基づき契約書を作成しなければならぬ場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	野におけるオンライン説明会の開催を支援できる業者は一者しかないと考えていたこと、執行基準を十分に理解しておらず手続を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、研修会を実施し、適正な経理執行を行う手続や執行基準に対する職員の理解を深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学	令和4年11月14日（令和4年10月7日及び同月11日から13日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 人体解剖模型の買入契約（契約額5,489,000円）について、入札の不調による随意契約の締結に当たり、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約事務取扱規程に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、同規程の定めに反し、最初競争入札に付する際に定めた予定価格を36,922円超過した額により契約を締結していた。</p> <p>2 定期健康診断業務委託ほか14件（契約額計121,516,626円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の適用を受ける事務の委託であるにもかかわらず、契約書に同基準に定める従事者等の教育及び研修に係る条項を付していなかった。</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 人体解剖模型の買入契約については、契約事務取扱規程の認識誤り及び理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、手続の根拠となる規程等を付し、複数の者で手続の確認を行うことにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 定期健康診断業務委託ほか14件について神奈川県個人情報取扱事務委託基準に定める従事者等の教育及び研修に係る条項を付していなかったことについては、法人としてのチェック機能が不十分であったことによるものであり、令和5年1月26日付けで従事者等の教育及び研修に係る条項を付記する変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないように、個人情報の取扱に関する意識の醸成に努め、複数の者で手続の確認を行うことでチェック機能の強化を図</p>

			ることにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。 県は、今後の適切な事務執行について、指導した。
公益財団法人 神奈川県生活 衛生営業指導 センター	令和4年11月 25日（令和4 年10月14日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、収納庫の 購入（契約額80,960円）につい て、公益財団法人神奈川県生活 衛生営業指導センター会計処理 規程に基づき見積合せを実施す べきところ、一者随意契約を締 結していた。	不適切事項については、会計 処理規程の理解が不十分であっ たことによるものである。 今後は、このようなことがな いよう、会計処理規程の勉強会 を行い、全職員に適正な契約事 務の処理手続について、改めて 情報を共有することにより再発 防止に取り組み、適正な事務執 行に努める。 県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。

(3) 産業労働局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政 法人神奈川県 立産業技術総 合研究所	令和4年11月 8日及び令和 5年2月8日 （令和4年9 月26日から同 月28日まで職 員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和3 年度の消費税及び地方消費税 の中間申告2件（申告額計 10,841,200円）について、期 限内に申告及び納付を行って いなかった。その結果、延滞 税計10,200円を支払っていた。 2 契約事務において、常駐警 備業務委託契約（契約額 35,477,166円）について、入 札の落札者がなかったことから 新たな入札を行うべきであ ったところ、地方独立行政法 人神奈川県立産業技術総合研 究所契約事務取扱規程に定め られた緊急の必要性により競 争入札に付することができな い場合に該当するとして、一 者随意契約を締結していた。	不適切事項については、次のと おり措置した。 1 支出事務については、担当者 の消費税納付事務に対する理解 が不十分であったことに加え、 所属としてチェック機能が働い ていなかったことによるもので ある。 今後は、このようなことがな いよう、消費税納付に係るチェ ックシートにより、当該年度の 消費税の申告、納付の回数、期 限等を顧問税理士に確認する とともに、支払条件の見える化 により複数の職員による確認体 制を強化することにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行 に努める。 県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。 2 契約事務については、令和元 年度締結の複数年契約の際のス

			<p>スケジュール設計が不十分であったこと、また随意契約の締結に当たり、契約事務取扱規程の解釈に誤りがあったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、スケジュール管理に留意するとともに、緊急随意契約を適用する場合には、緊急随意契約事務取扱要領に基づき役員幹部による事前協議を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
横浜商工会議所	令和5年2月8日（令和4年10月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、ポスター・チラシの作成（契約額158,400円）について、横浜商工会議所物品・委託等指名業者発注要綱に基づき見積合せを実施すべきところ、一者随意契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、委託契約に係る業者選定手続に対する認識が不十分であり、職員全体に関係規定の認識が不足していたこと、及び所属による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本件を所属として共有し、業者選定に当たり、見積合せを含め、適正な事務手続の理解・周知徹底を図るとともに、複数の職員による相互確認など確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>